

災害時要援護者支援事業と 名簿の提供について



2019年2月13日

都筑区役所 福祉保健課
事業企画担当

本日お話しする内容

- 1 災害時要援護者とは
- 2 災害時要援護者支援事業
(行政が提供する「要援護者名簿」)
- 3 地域での取組事例

災害時要援護者とは

対象となる人

例えば…

一人暮らしの高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人など

しかし…



いざ、災害が起きたら、普段は健常な人でも、怪我をして要援護者となる可能性があります。

例えば・・・

こういった人たちは、状況が理解できて避難が必要なことはわかるものの、避難行動をとること自体が難しい人です。



乳幼児連れ

高齢者



妊産婦



例えば・・・

障害者



認知症の方

外国人

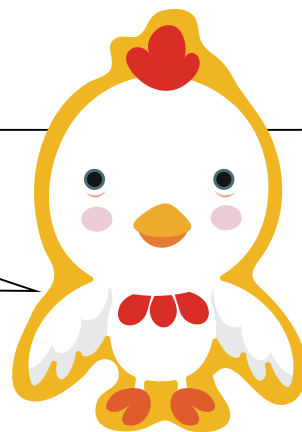


こういった人たちは情報を手に入れるのが難しい、もしくは何が起きているのか、状況が理解できていないので避難ができません。

災害時要援護者支援の目的は？

健常な人も、要援護者も含めて、いざ災害が起きた時に助け合えるよう、地域で**日頃から顔と顔の見える関係づくり**をすること

向こう三軒両隣！



「共助」=となり近所での助け合い

「共助」とは、災害時に要援護者の避難に協力したり、地域の人たちと消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うことをいいます。

どうして「共助」が大切なのですか？

共助の重要性 ～阪神・淡路大震災から～

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を例に「誰に救出されたか」を見てみましょう。



自力で脱出した人、家族や友人、となり近所の人に救出された人の割合が**9割**を超えており、救助隊による救出はわずか**1.7%**です。

この調査結果からわかること

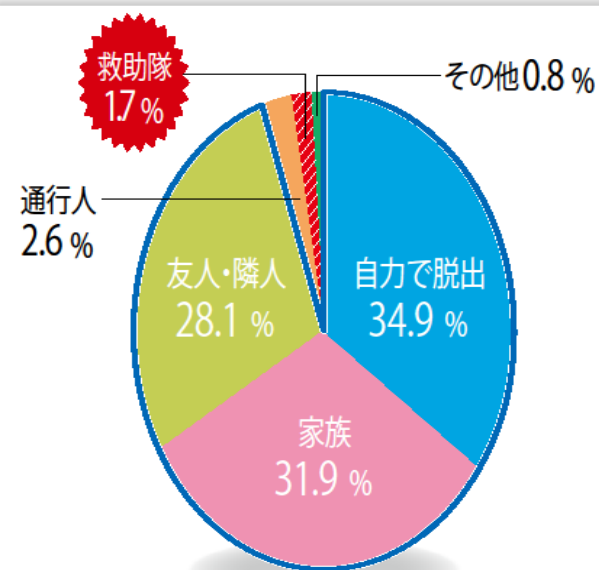
となり近所の人たちで力を合わせて救出活動を行うことが重要！

二次災害の恐れもあるので、救出活動の際は周りの状況を確認しましょう！

自力で脱出できるよう、日頃からの対策も忘れずに！

避難経路の確保、倒れやすいものは固定しておくなど

●閉じ込められた際などの救出の主体●

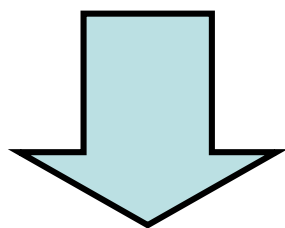


(出典)平成26年度防災白書

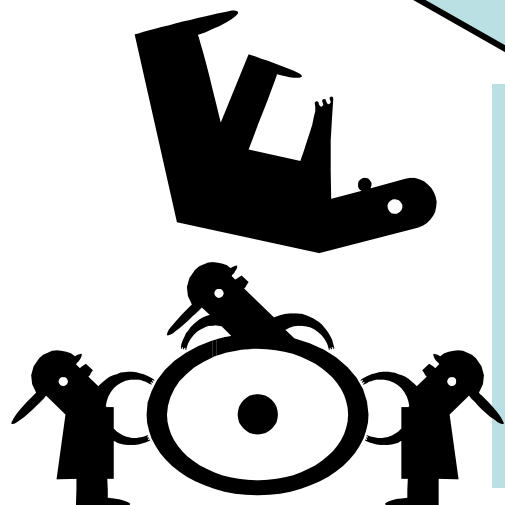
もちろん、

区役所も救援活動を行います…

残念ながら、災害がおきてから、すぐに、一人ひとりを助けに行くことは難しいかもしれません。



要援護者を支援するために…



いざという時は、地域の方々
(隣近所)同士での助け合い
が必要になります！

都筑区災害時要援護者支援事業とは

1 地域活動支援

地域の会合に参加した際などに、他地区の取組や活動内容などの情報提供をしています。

2 要援護者名簿の更新・地域への提供

災害時要援護者名簿について、**一定の要件**で、希望する地域へ要援護者名簿の提供を行っています。

都筑区災害時要援護者支援事業とは

都筑区での協定に基づく名簿提供地区

【同意方式】

都田地区、佐江戸加賀原地区、ふれあいの丘地区

【情報共有方式】

港北センタープレイス自治会

※1 平成29年度から提供単位が広がりました。

区役所と結ぶ協定の内容とは

以下のような内容が協定書に盛り込まれています。

- ①災害にそなえ、日常からの地域において支え合いの取組を行うこと
- ②提供された個人情報(名簿)の管理を適正に行うこと
- ③名簿を取り扱う人を対象に、個人情報の取り扱いについての研修を年1回以上実施すること
- ④提供された個人情報(名簿)に基づき、対象者の把握と確認を訪問などにより行い、積極的に取組を行うこと

横浜市が保有する要援護者情報とは

① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯で
いずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方

(要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方)

② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、 身体障害者手帳1～3級の方

④ 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方

名簿は名簿でも

- 実は1種類だけじゃないんです。

①地域の方が手上げ方式で把握している名簿

②民生委員の方にお渡ししている75歳以上1人暮らし高齢者名簿

③災害時要援護者支援事業のための個人情報データベースにした名簿

防災マップの作成

防災マップ【仕様（サイズ）】

展開サイズ（A3：297×420mm）



表面（防災情報ページ）



裏面（防災地図ページ）

仕上りサイズ
（A5：148.5×210mm）



緊急時あんしん情報キット



都筑区災害時要援護者支援事業「つづきそなえ」
『荏田南・みんな知り合い・助け合い』

〈緊急時あんしん情報キット〉とは・・・
万一の災害時に備え、支援者にあなたの情報を正しく伝えるために「そなえちゃんカード」や「診察券(写)」「健康保険証(写)」などの情報を入れておく、専用の容器です。
●支援者や救急隊員が見つけやすいよう、「緊急時あんしん情報キット」は冷蔵庫扉の内側に保管してください。そして、保管されていることを示すシールは玄関ドア内側の右上に、マグネットは冷蔵庫外側の右上に貼ってください。

〈シールの貼付場所〉
シールがキットの位置を教えます。
●玄関ドア内側の右上
支援者の声「この家にはキットがあるゾッ！」
まっどささあそい!

〈キットの保管場所〉
冷蔵庫扉の内側
「これで一安心！」
まっどささあそい!
「やはり、ここにあるゾッ！」

〈マグネットの貼付場所〉
●冷蔵庫外側の右上

〈緊急時あんしん情報キット〉に入れるもの
① そなえちゃんカード ② 医療の情報 ③ お薬の情報 ④ 診察券の写し
⑤ 健康保険証の写し ⑥ 写真(本人を確認できるもの)
※②～⑥は、ご本人に用意していただくものです。
●キット内の情報は随時更新し、万一の災害に備えましょう。
が書き付いた杖を中心に置いた青いマークは、1977年にアメリカ政府がデザインした「生命の星」という名の救急と救助の国際的シンボルです。
およそ1万人が暮らす荏田南地区には、65歳以上の高齢者はおよそ1千人
でいます。荏田南地区では『都筑区地域福祉保健計画(であい
あい わからあい)』の理念実現をめざし、大規模地震などの災害
に備え、高齢者、障害者、保育園児、赤ちゃん、妊娠中のおかあさん
などの安否確認と避難支援のため、「そなえちゃんカード」への登録と
「緊急時あんしん情報キット」を配付する仕組みをつくりました。The Star of Life



名簿提供についてのご相談

【都筑区役所福祉保健課】

電話948-2344 FAX948-2354

いざという時に備えて、
要援護者を含め、地域での
顔と顔の見える関係を日頃から
つくり、災害時に備えましょう！



つづき あい計画

災害時要援護者名簿を提供することができます！

つづきそなえ（災害時要援護者支援事業）の名簿についてご案内します！

災害時に円滑な安否確認行動や避難行動をとるためには、身近な地域における日頃からの顔の見える関係づくりや日頃からの災害時要援護者の把握が大切です。

都筑区役所では、身近な地域における日頃からの顔の見える関係づくりや日頃からの災害時要援護者の把握のお手伝いのため、災害時要援護者名簿を作成するとともに、その名簿を地域に提供しています。

Q. 名簿提供を受けるための手続きはどのような流れですか。

A. 区役所と協定を結びます。

詳細は、裏面下部「名簿提供の流れ」をご参照ください。

Q. 区役所と締結する協定はどのような内容ですか。

A. 主に以下のような内容が協定書に盛り込まれています。

- ①災害にそなえ、日常からの地域において支え合いの取組を行うこと
- ②提供された個人情報（名簿）の管理を適正に行うこと
- ③名簿を見る予定の方々向けに、個人情報の取り扱いについての研修を年 1 回以上実施すること
- ④提供された個人情報（名簿）に基づき、対象者の把握と確認を訪問などにより行い、積極的に取組を行うこと

Q. 名簿提供は、必ず受けないとはいけないのですか。

A. 義務ではありません。ただ、阪神・淡路大震災におけるデータでは、近隣住民等に助けられた割合が 77%に上っています。

地域における日頃からの顔の見える関係づくりを進めるために、要援護者名簿をぜひ有効に活用していただきたいと思っています。

Q. 既に地域で作成した手上げの名簿があるのですが。

A. 区役所が提供する名簿は、一定の条件に該当する方を掲載しています。中には、現時点で地域とつながりを持っていない方も含まれている可能性があり、地域の名簿を補完することができます。

災害時要援護者名簿を提供することができます！

Q. 協定書で対象者の訪問を義務づけているのはなぜですか。

A. つづきそなえ事業は、災害にそなえ、顔と顔の見える関係づくりを日頃から行っていくものです。日頃からの顔と顔の見える関係づくりが大きな防災力となって、いざというときの助け合いにつながります。

訪問をすることで、顔と顔の見える関係を築くことができますし、信頼関係につながります。また、訪問以外でも日頃からの声かけやあいさつ等を通して、関係づくりを進めていくことが大切です。

Q. 名簿にはどんな人が載っているのですか。

A. 自宅で生活している方で、次の条件に該当する方です。

1. 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
ア 要介護 3 以上の方
イ ひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれも要支援または要介護認定の方
ウ 認知症のある方（要介護 2 以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）
2. 障害者総合支援法のサービスの支給決定を置いている身体障害者、知的障害者、難病患者
3. 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳 1～3 級の方
4. 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

Q. 個人情報について心配です。

A. 個人情報は、保護と利用のバランスが重要です。個人情報保護法のルールに沿って適切に個人情報を扱うことで、信頼して個人情報を提供してもらうことになり、安心して暮らせる地域づくりにつながります。

Q. 区役所からの名簿提供を受けて、つづきそなえ事業に取り組むと、地域や支援者は何か責任を負うのですか。

A. 災害はいつ起こるかわからず、支援者も被災するかもしれません。災害時の要援護者の安否確認、避難支援等は地域の共助の取組です。ご自身とご家族の安全が確保されてから、無理のない範囲で行うものであり、名簿提供をうけることによって、対象者の救助等の責任を伴うものではありません。

1 同意方式

連合町内会自治会や単位町内会自治会などに提供する名簿への登録について、区役所から対象者に同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式です。

区役所が保有する個人情報を用いるため、個人情報の提供に関する協定の締結が必要です。

【根拠法令】災害対策基本法第 49 条等

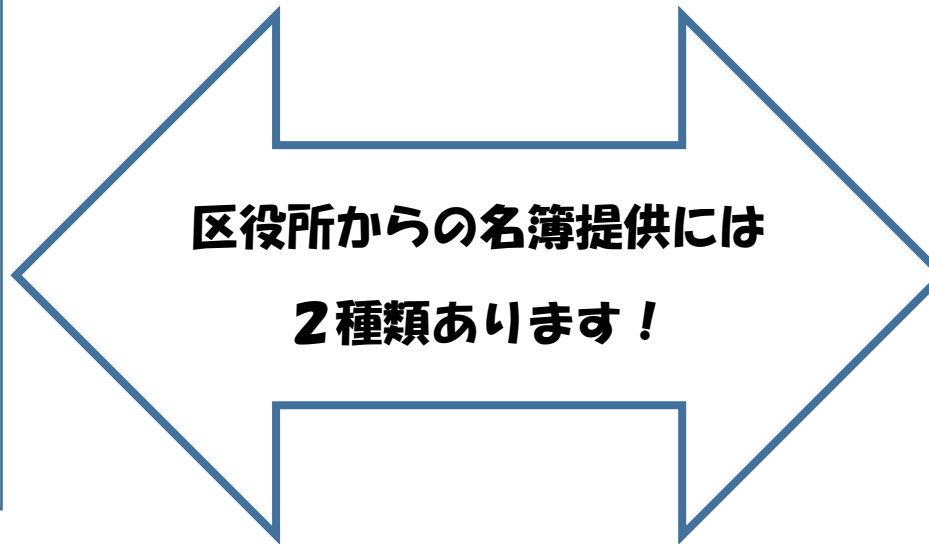
2 情報共有方式

連合町内会自治会や単位町内会自治会などに提供する名簿への登録について、区役所から対象者に事前通知を行い、登録拒否の意思表示をしなかった方の個人情報（名簿）を提供する方式

（登録拒否の意思表示をした方の個人情報は、名簿に登録されません。）

区役所が保有する個人情報を用いるため、個人情報の提供に関する協定の締結が必要です。

【根拠法令】横浜市震災対策条例第 12 条等



<区役所から提供する名簿のイメージ>

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害	緊急連絡先
横浜 太郎	都筑区～	19XX/01/01	男	045-XXX-XXXX	○		090-XXXX-XXXX
港 花子	都筑区～	19XX/12/31	女	090-XXXX-XXXX		○	090-XXXX-XXXX
都筑 あい	都筑区～	19XX/06/15	女	080-XXXX-XXXX	○	○	080-XXXX-XXXX

<問い合わせ先>

都筑区福祉保健課

事業企画担当

電話：948-2344

FAX：948-2234

Email：

tz-tifuku@city.yokohama.jp

